

広島県告示第六十三号

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）第二十九条（同条例第五十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事が定める給付金を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年一月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六十二号）第二十九条（同条例第五十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき知事が定める給付金は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定による児童手当とする。